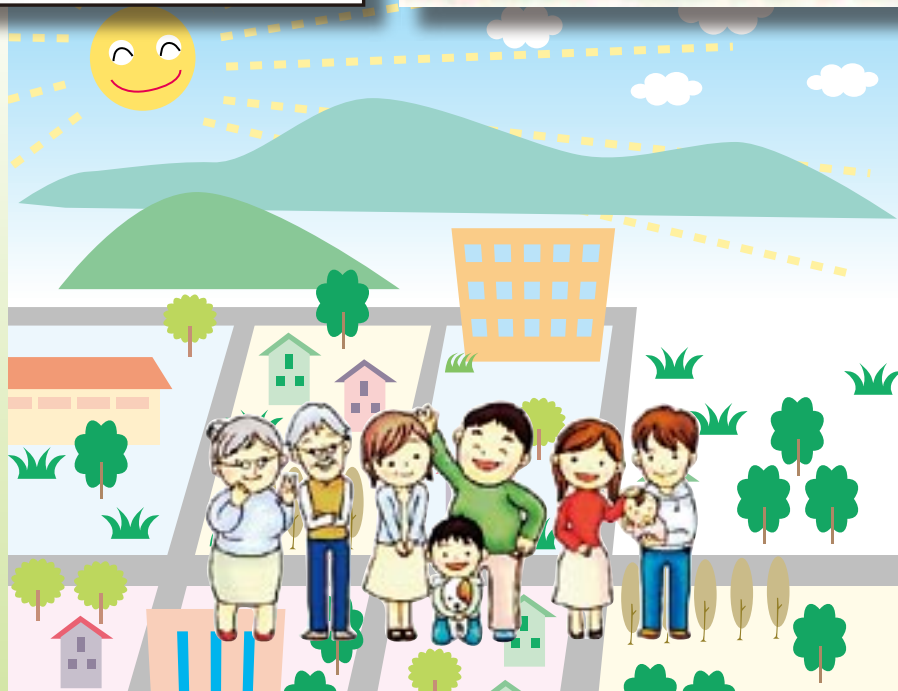


合併協議会だより

Moka Ninomiya

第5号



現在、合併協議会では、新市の将来像やまちづくりの基本方針などを定める『新市基本計画』について、継続的に協議を行っています。

計画の策定にあたっては、住民のみなさんからいただいたご意見やご要望などを反映していきます。

第5回合併協議会の結果

～ 第5回協議会を2月13日に開催 ～

第5回真岡市・二宮町合併協議会は、平成20年2月13日(水)、真岡市青年女性会館を会場に行われました。

会議では、「使用料、手数料等の取扱い」や「町名、字名の取扱い」、「新市基本計画」などの協議事項14件と「合併に関する住民説明会の開催」の報告事項1件の協議が行われました。その決定された内容は次のとおりです。

協議事項

【協議第38号】 使用料、手数料等の取扱いについて

使用料、手数料等の取扱いについては、行政財産を使用する場合や公の施設を利用する場合に使用料などを徴収し、住民票の写しや各種証明書を交付する場合に手数料を徴収していますが、両市町で差がある使用料、手数料等をどのように調整していくかを協議するものです。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定されました。

- 1 使用料等については、次のとおりとする。
 - (1) 目的が同一又は類似する施設等については、原則として合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (2) 二宮町独自の施設等については、住民負担に配慮しつつ、新市における一体性の確保及び負担公平の原則の観点から、真岡市の制度を基準に調整する。
 - (3) 他の協定項目において個別に協議された使用料等の取扱いについては、それぞれの調整方針による。
- 2 手数料については、原則として合併時に真岡市の制度に統一する。

ただし、他の協定項目において個別に協議された手数料の取扱いについては、それぞれの調整方針による。

【協議第39号】 補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等の取扱いについては、地域の振興・発展を図るための施策の一環で、各種団体に対する財政的な支援措置として、奨励的な補助、育成に関わる補助、あるいは、各種事業に対する補助を行っていますが、補助金等の交付団体や対象事業について、両市町の伝統文化や社会的条件も異なっているため、必ずしも画一的ではなく、補助金の交付条件も、まちまちの状態であるため、どのように調整を行うかを協議するものです。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定されました。

補助金、交付金等の取扱いについては、原則として真岡市の制度に統一する。

なお、二宮町独自の補助金、交付金等については、従来の実績を尊重しつつ、事業目的並びに公益的必要性、有効性及び公平性を総合的に判断し、新市全体の均衡を保つよう調整する。

ただし、他の協定項目において個別に協議された補助金、交付金等の取扱いについては、それぞれの調整方針による。



第5回協議会の風景



【協議第40号】 町名、字名の取扱いについて

町名、字名の取扱いについては、現在の町名、字名を、合併時にどのような町名、字名にするかを協議するものです。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定されました。

町名、字名の取扱いについては、真岡市は現行のとおりとし、二宮町においては、大字を削除した町名とする。

【協議第41号】 消防防災関係事業について

消防防災関係事業については、災害から住民の生命、身体、財産を守るため、防火水槽や消火栓の設置などさまざまな対策を実施していますが、新市でどのように対策を実施するかを協議するものです。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定されました。

- 1 消防水利整備事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 防災行政無線については、合併時に真岡市の制度に統合する。ただし、二宮町の戸別受信機については、当面は現行のとおりとする。
なお、二宮町の固定系無線、移動系無線については、真岡市に引き継ぐ。
- 3 地域防災計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに新たな計画を策定する。
- 4 災害対策本部については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 5 避難場所については、合併時は現行のとおりとし、新たに策定する地域防災計画において指定する。
- 6 災害時の相互応援協定については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 7 水防関連業務については、合併時に真岡市の制度に統一する。
なお、水防計画については、新市において見直す。
- 8 自主防災組織については、合併時に真岡市の制度を適用する。

【協議第42号】 交通関係事業について

交通関係事業については、カーブミラーや赤色回転灯の設置などの交通事故防止や交通安全教育の啓発活動などを実施していますが、新市でどのように事業を実施するかを協議するものです。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定されました。

- 1 交通安全施設の新設及び保守管理については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 交通指導員については、合併時に真岡市の制度に統合する。
- 3 違法駐車防止事業については、現行のとおりとする。
- 4 交通教育指導員については、合併時に真岡市の制度を基準に調整する。
- 5 真岡市幼児用補助装置購入費補助事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 6 交通少年団事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。

【協議第43号】 窓口業務について

窓口業務については、戸籍の届出・受付や各種証明書の交付、時間外窓口などを、新市でどのように実施するかを協議するものです。

協議の結果、次のとおり決定されました。

- 1 窓口業務については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 時間外窓口については、合併時に真岡市の制度に統一する。ただし、閉庁日の受付窓口については、本庁において行う。
- 3 戸籍届出・受付事務については、合併時に真岡市の制度に統一する。ただし、戸籍記載事務については、本庁において行う。
- 4 各証明書の交付については、合併時に真岡市の制度に統一する。ただし、電話予約による住民票の写しの交付及び郵便請求による証明書の交付については、本庁において行う。
- 5 住民基本台帳ネットワークシステムについては、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 6 埋葬・火葬許可については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 7 印鑑登録事務については、合併時に真岡市の制度に統一する。なお、二宮町で発行した印鑑登録証については、随時、新市の印鑑登録証に切り替えるものとする。
- 8 住民基本台帳閲覧については、合併時に真岡市の制度に統一する。ただし、閲覧場所については本庁とする。
- 9 外国人登録事務については、現行のとおりとする。ただし、登録原票の保管は本庁とする。
- 10 自動車臨時運行許可事務については、合併時に真岡市の制度に統一する。

【協議第44号】 国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについては、人間ドック助成などの保健事業を新市でどのように実施するか、また、新市の国民健康保険税の税率や納期を協議するものです。
協議の結果、全会一致で次のとおり決定されました。

- 1 国民健康保険税については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
- 2 国民健康保険各種事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 3 国民健康保険運営協議会については、合併時に真岡市の制度に統一する。

【協議第45号】 介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについては、要介護認定に関わる認定調査や認定審査会を新市でどのように実施するか、また、新市の介護保険料を協議するものです。
協議の結果、全会一致で次のとおり決定されました。

- 1 介護保険事業計画については、平成21年度を初年度とする第4期計画を平成20年度に策定する。
- 2 介護保険料については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
- 3 認定調査については、合併時に真岡市の制度に統合する。
- 4 介護認定審査会については、合併時は真岡市の制度に統一し、翌年度から真岡市の制度を基準に再編する。

【協議第46号】 高齢者福祉事業について

高齢者福祉事業については、誰もが住みなれた地域で、尊厳を持って安心して暮らせるよう、また、高齢者が自立性を保ちながら、生きがいのある充実した生活が送れるよう、各種在宅サービス事業や地域包括支援センター運営事業などさまざまな事業を実施していますが、新市でどのように事業を実施するかを協議するものです。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定されました。

- 1 高齢者保健福祉計画については、平成21年度を初年度とする第4期計画を平成20年度に策定する。
- 2 敬老会事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 3 敬老祝金等事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 4 地域包括支援センター運営事業については、合併時に真岡市の制度を基準に統一する。地域包括支援センターは、新市において2か所設置する。
- 5 老人クラブ連合会支援事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
- 6 各種在宅サービス事業については、次のとおりとする。
 - (1) 真岡市のみで実施している事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
 - (2) 高齢者軽度生活支援事業、緊急通報システム事業、紙おむつ給付事業、ねたきり在宅者等介護手当支給事業及び老人福祉電話事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (3) 高齢者デイサービス事業及び成年後見制度利用支援事業については、現行のとおりとする。
 - (4) 虚弱高齢者ショートステイ事業については、合併時に廃止する。
- 7 老人福祉センター管理運営事業については、次のとおりとする。
 - (1) 真岡市老人憩の家については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (2) 二宮町老人福祉センターについては、合併時まで調整する。
- 8 シルバー人材センター支援事業については、現行のとおりとする。
- 9 生活機能評価については、合併時に真岡市の制度に統一する。

【協議第47号】 児童福祉事業の取扱いについて

児童福祉事業については、次世代の育成を推進するため、地域子育て支援センター運営や留守家庭児童対策事業などの子育て支援事業、出産準備手当や児童手当など生活の安定への支援、援護を必要とする子育て家庭への支援などさまざまな事業を実施し、また、愛情と思いやりに満ちた三つ子の魂の育成推進事業を実施していますが、新市でどのように事業を実施するかを協議するものです。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定されました。

- 1 次世代育成支援対策行動計画については、合併時に真岡市の計画を基準に統合し、平成21年度に後期計画を策定する。
(次項へ)

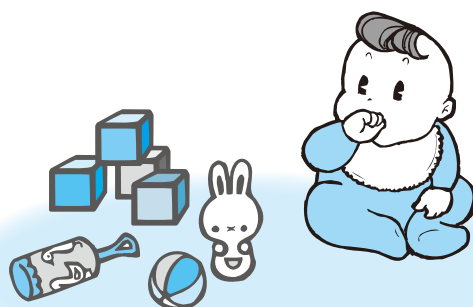
- 2 各種手当については、次のとおりとする。
 - (1) 出産準備手当については、合併時に真岡市の制度を適用する。
 - (2) 二宮町の児童扶養手当については、合併時に真岡市が栃木県から事務を引継ぎ、真岡市の事務に統合する。
 - (3) 児童手当及び遺児手当については、現行のとおりとする。
- 3 子育て支援事業については、次のとおりとする。
 - (1) 留守家庭児童対策事業及び地域子育て支援センター事業については、現行のとおりとする。
 - (2) 幼児ことばの教室運営事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。開設場所は、真岡市子育て支援センター1か所とする。
 - (3) 民間児童館運営事業及び子どもの遊び場設置補助事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 4 要保護児童等対策事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 5 母子・父子家庭対策事業については、次のとおりとする。
 - (1) 母子及び寡婦福祉資金貸付並びに母子寡婦福祉会補助については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (2) 二宮町の母子自立支援及び婦人相談事業並びに母子生活支援施設入所措置委託事業については、合併時に真岡市が栃木県から事務を引継ぎ、真岡市の事務に統合する。
 - (3) ひとり親家庭医療費助成事業については、現行のとおりとする。
 - (4) 母子家庭自立支援給付金事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 6 三つ子の魂育成推進事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 7 縁組対策事業については、合併時は真岡市の制度に統一し、翌年度に二宮地区の相談員を委嘱する。

【協議第48号】 保育事業について

保育事業については、乳児保育や延長保育、一時保育など保育サービスの充実を図り、子どもを生み育てやすい環境整備を行っています。新市でどのように事業を実施するか、また、新市の保育料を協議するものです。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定されました。

- 1 公立保育所運営事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
- 2 民間保育所（園）運営委託事業については、次のとおりとする。
 - (1) 民間保育所（園）運営委託事業及び1歳児保育担当保育士増員費補助については、現行のとおりとする。
 - (2) 民間保育所（園）運営費補助については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
 - (3) 私立保育所（園）施設整備補助については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (4) 調理員増員費補助については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 3 保育所（園）入・退所事務については、現行のとおりとする。
- 4 特別保育事業については、次のとおりとする。
 - (1) 乳児保育事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (2) 障がい児保育事業及び保育所地域活動事業については、現行のとおりとする。
 - (3) 延長保育事業については、公立保育所は、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度を適用する。私立保育所（園）は、現行のとおりとする。
 - (4) 私立保育所（園）の一時保育事業については、現行のとおりとし、物部保育所の一時保育事業については、合併時に廃止する。
 - (5) 休日保育事業及び乳幼児健康支援一時預かり事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 5 保育料については、次のとおりとする。
 - (1) 保育料及び保育料減免については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
 - (2) 第3子以降保育料免除事業については、現行のとおりとする。
- 6 民間育児サービス事業については、次のとおりとする。
 - (1) 民間育児サービス対策事業については、現行のとおりとする。
 - (2) 幼稚園併設型民間育児サービス支援事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度を適用する。
- 7 保育ママ育成事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度を適用する。



【協議第49号】 ごみ処理事業について

ごみ処理事業については、ごみの収集運搬や分別方法、資源ごみ回収報奨金などを新市でどのように実施するかを協議するものです。

協議の結果、次のとおり決定されました。

- 1 一般廃棄物処理計画については、次のとおりとする。
 - (1) 一般廃棄物処理基本計画については、合併時は現行のとおりとし、芳賀地区広域行政事務組合ごみ処理施設建設にあわせて策定する。
 - (2) 一般廃棄物処理実施計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において策定する。
- 2 ごみ処理事業については、次のとおりとする。
 - (1) ごみ収集運搬事業については、合併時は現行のとおりとし、芳賀地区広域行政事務組合ごみ処理施設建設にあわせて調整する。
 - (2) 資源ごみ回収報奨金及び売上還元金交付については、合併時は現行のとおりとし、新市において真岡市の制度を基準に速やかに調整する。

【協議第50号】 環境対策事業について

環境対策事業については、一斉清掃などによる生活環境の向上や衛生環境の整備、動物愛護事業などを実施していますが、新市でどのように事業を実施するかを協議するものです。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定されました。

- 1 環境基本計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに見直す。
- 2 市内一斉清掃については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 3 家庭雑排水の収集及び処分については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 4 市営墓地及び市（町）有墓地については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 5 動物愛護事業については、次のとおりとする。
 - (1) 狂犬病予防注射事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (2) 犬猫避妊手術補助事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 6 公害防止協定については、合併時に真岡市の制度に統一する。

【協議第37号の2】 新市基本計画について

新市基本計画については、第4回協議会で計画素案の協議を行いました。が、栃木県との下協議を実施した結果などを受け、一部修正した内容での協議を行いました。

協議の結果、原案のとおり新市基本計画素案を決定し、今後、住民の意見などを反映させた計画とするため、継続的に協議していきます。

報告事項

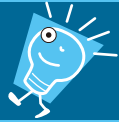
【報告第4号】 合併に関する住民説明会の実施について

新市基本計画の策定にあたって、住民の意見を取り入れた計画とするため、新市基本計画素案を地域住民に説明し、計画素案に対する意見を聴取すること、また、合併協定項目の協議状況などこれまでの協議経過を説明することで、合併に対する理解を深めてもらうことを目的に、3月13日から25日にかけて住民説明会を実施することが報告されました。

開催日	開催場所
3月13日(木)	真岡市大内農業構造改善センター
3月14日(金)	真岡市山前農村環境改善センター
3月18日(火)	二宮町アグリセンター長沼
3月19日(水)	二宮町アグリセンター二宮
3月21日(金)	真岡市青年女性会館
3月23日(日)	真岡市青年女性会館
3月23日(日)	二宮町民会館
3月24日(月)	真岡市中村農村環境改善センター
3月25日(火)	真岡市公民館西分館



▲ 住民説明会の様子



前号に引き続き、みなさまから寄せられた質問についてお答えします。

今回は、第5回協議会で決定した協定項目のうち、「使用料、手数料等の取扱い」と「町名、字名の取扱い」に関連する事項について解説します。

Q

第5回協議会で「使用料、手数料の取扱い」について協議が行われましたが、具体的な使用料や手数料の金額を教えてください。

A 第5回協議会で協議、決定された調整内容（P2参照）は、両市町で住民負担に差のある使用料、手数料等を、今後調整していくにあたっての基本的方針、方向性を定めたものです。

公民館使用料を例に挙げると、真岡市では午前、午後、夜間の区分のみで使用料を徴収していますが、二宮町では午前、午後、夜間の区分にそれぞれの1時間あたりの使用料を徴収しています。

このような料金体系の違いを調整していく必要があるため、目的が同一又は類似する施設等は、原則として合併時に真岡市の制度に統一し、また、尊徳資料館など二宮町独自の施設等は、住民負担に配慮しながら、真岡市の制度を基準に調整するとした内容です。

住民票や印鑑証明書など各種証明書を交付する場合の手数料は、両市町に金額の差があるものは、真岡市の金額に合わせるという内容です。

なお、具体的な使用料、手数料等の調整結果については、合併協議会に報告を行い、住民のみなさんにお知らせすることとなります。

Q

第5回協議会で「町名、字名の取扱い」について協議が行われましたが、住所変更などの手続きが必要かどうか教えてください。

A 町名、字名については、真岡市は現行のとおりとし、二宮町は大字を削除した町名とすることが第5回協議会で決定しました。

新市の名称は真岡市となりますので、たとえば二宮町大字石島〇〇番地は真岡市石島〇〇番地となります。

両市町の合併により、二宮町の住所は変更することになりますので、住所変更の手続きが必要な場合があることと思われます。

具体的に住所変更の手続きが必要なもの、不必要なものについては、今後一括して住民のみなさんにお知らせすることとしますが、ほとんどの場合、本人の希望によって住所変更をするもののほかは、住所変更の手続きは不要となっています。

※ 参考・・・ 市役所関係の手続き

戸籍、住民票、印鑑登録証	不要	国民健康保険被保険者証	不要
介護保険被保険者証	不要	こども、妊産婦医療受給者証	不要

「合併に関する住民説明会」を実施しました

住民説明会

3月13日から8日間（9回）、合併に関する住民説明会を実施しました。説明会の実施状況や、住民のみなさんから寄せられたご意見、ご提案などについては、合併協議会や協議会だより、ホームページにて、今後お知らせします。



会議傍聴のご案内

協議会の会議は原則として公開で行われます。会議開会30分前から傍聴受付を行いますので、是非お越しください。

- 第7回協議会
と き 平成20年4月25日(金)
午後2時から
ところ 真岡市青年女性会館2階ホール
- 第8回協議会
と き 平成20年5月28日(水)
午後2時から
ところ 二宮町民会館多目的ホール



編集後記

お忙しいところ住民説明会へ参加いただき、誠にありがとうございました。また、郵送などによりご意見やご提案をいただいています。住民のみなさんの声を反映した合併協議が行われるよう、より一層努力していきたいと考えております。今後も、多くのご意見やご要望、ご質問をお待ちしています。

皆さんのご意見・ご質問をお待ちしております。



編集／発行 真岡市・二宮町合併協議会事務局
〒321-4395 真岡市荒町5191番地（真岡市役所内）
TEL 0285-83-8452 FAX 0285-83-8119
e-mail info@mn-gappei.jp